

会議名	令和6年度 第2回宇都宮市文化財保護審議委員会
開催日時・開催場所	令和7年2月19日（水） 午前10時00分～11時30分 宇都宮市教育センター 5階 研修室503・504
議題	1 開 会 2 議 事 （1） 委員長及び副委員長の選出について （2） 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について 「木造聖観音立像」 「下砥上のウメ」 3 報 告 （1） 令和6年度の主な文化財関係事業報告について 4 その他 5 閉 会
出席者氏名	大澤慶子委員，齋藤恒夫委員，梁木誠委員，高山慶子委員，小柳真弓委員，林光武委員，逢沢峰昭委員，小川聖委員，大嶽陽徳委員
公開・非公開の別	一部公開（個人情報を含む審議については非公開）
傍聴者の数 （公開した会議に限る。）	0名

2 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

○委員長

選出については、宇都宮市文化財保護審議委員会規則4条の規定により、委員の互選によってこれを定めるとされているが、委員の皆さまから何か意見はあるか。

○委員

委員長を梁木委員、副委員長を小川委員にお願いすることを提案する。

⇒全委員：異議なし（承認）

(2) 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について

・「木造薬師如来坐像」

○事務局による説明

○委員による追加説明

調書の現況欄内、品質構造について、「檜材か」という表記は、断言できないためこの表現なのか。

⇒委員：その通り。

○委員

後補部について伺いたい。

⇒委員：袈裟部分のテカリ部分や金箔部分は後補となる。また、側面から裏面にかけての螺髪どうしの並びに規則性がなく、隙間が見られ、製作当初から規則性のない形状にすることは考えにくいことから、後補があったと考えられる。面相部の掘り直しも見られるが、構造が院派仏師であることは間違いなく、歴史的な経緯も踏まえると大変貴重である。

○委員

後補とは当初無かった部分を後から追加することだが、そのような補修はよくされるものなのか。

⇒委員：よくあること。後補により面相部を掘り直すこともある。

○委員

総高 171.2 cmとは、仏像のどの長さを指すものか。また、台座と光背は指定になるのか。

⇒委員：総高は台座の底辺からと光背の一番高い部分まで含まれる。

⇒事務局：今回の指定範囲は仏像本体のみであり、台座と光背については含まれない。

⇒委員：後補部を除くという表記にすればよいのではないか。

⇒委員：後補部は仏像本体にもあるため、「後補部を除く」という表現は他自治体の指定文化財についても使われていないと思われる。

⇒委員：県指定の文化財についても「後補部を除く」という表現は使われていない。また、参考として、県では、指定は仏像本体のみだとしても、持物が仏像を表す重要な要素となる場合は、持物も補助金を活用した修理の対象とする運用をしている。

○委員

何度が後補されている場合はどのようにそれを判断するのか。後補のたびに銘札が入れられるのか。

⇒委員：修理がなされる度に銘札が入れられることもあるが、必ずしも銘札が残っているわけではない。

本件についても銘札が入れられている以前（昭和55年以前）にも後補があったと考えられる。

記録に残っていない後補については、使われた釘の形等である程度の時期を予測することは出来るが、修理の履歴を正確に特定することは困難である。

○委員

議論の結果、指定文化財にすることで各委員から異議がないことから、宇都宮市文化財保護条例第4条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財に指定することを適当とする。

・「下砥上のウメ」

○事務局による説明

○委員より追加説明

○委員

写真を見ると電線が木に触れているように見えるが実際はどういう状況か。

⇒委員：写真ではそのように見えるが、実際は電線には触れていない。今後も電線に触れることがないように所有者に管理を求めていく。

○委員

樹齢は正確に特定できるのか。また、個人宅に天然記念物の看板を建てることは可能なのか。

⇒委員：樹齢について所有者聞き取りでは不明とのこと。正確な樹齢を特定することは出来ないが、胸高周囲長が3mを超えているので、環境省のデータベースにより樹齢は数百年と推測される。看板については所有者も公開する意向があることから設置していく予定である。

○委員

指定になったことにより、見学者が増加することが見込まれるが、木の周りが踏み固められることにより木の根が痛むのではないか。柵などで保護することは可能なのか。

⇒事務局：柵の設置については市の補助金の対象であるため、今後所有者と調整していく。

○委員

樹齢は不明とのことだが、推定される樹齢についても調書に記載することは出来ないのか

⇒事務局：所有者聞き取りによると明治時代より以前から存在していたとのことだが、どのくらい前から存在していたか特定できないため、調書にも不明と記載している。

○委員

議論の結果、指定文化財にすることで各委員から異議がないことから、宇都宮市文化財保護条例第4条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財に指定することを適当とする。

3 報告

(1)令和6年度の主な文化財関係事業報告について

○事務局による説明

⇒意見なし

その他の事項